

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

申請番号

税関様式C第1030号

関税更正請求書

(内国消費税等更正請求書兼用)

平成 年 月 日

請求者
住所
氏名又は名称
電話番号

代理人
印

関税法第14条の15第1項
関税法第22条第1項
地方税法第72条の10第1項

の規定により下記のとおり請求します。

Table with columns: 納入(納税)申告書の番号・申告の年月日・許可の年月日並びに当該貨物の記号・番号及び品名, 区分, 課税標準, 課税標準別々の所属区分又は種類等, 税率, 税額, 更正請求により減少する税額. Includes rows (1) and (2) for tax adjustments.

その他の訂正事項

更正の請求をする理由

Payment method options: 口座引当, 現金, 銀行(郵便局)支店, 銀行(郵便局)支店, etc.

承認 記入 額

- 1. この請求書は、1通提出して下さい。
2. この請求書は、納入(納税)申告をした税関に提出するものとし、更正の請求をする理由の記載となる事項を記載する書類及び納入(納税)申告の際に提出すべきものとされている書類(インボイス、換金令関係書類、減免税の適用に関する書類等)に記載した事項のうち更正の請求に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類その他参考となる資料を添付して下さい。
3. 更正後の税額に対して更正の請求をする場合には、更正の請求をする基準となる更正通知書の更正年号及び更正年月日を「参考事項」欄に記載するとともに当該更正通知書を添付して下さい。
4. 「更正の請求をする理由」の欄には、更正の請求をするに当たった事柄及びその理由を具体的に記載して下さい。
5. 納入許可引当の取消がされた貨物に対して更正の請求をする場合には、「参考事項」欄に納入許可引当取消の年月日を記載して下さい。
6. 各欄の下欄には、内国消費税等に関する更正請求事項を記載して下さい。
7. 承認欄は、記入しないで下さい。

通関士 姓名・押印, 承認 課税 課税 課税

申請番号

税関様式C第1030号

関税更正請求書

(内国消費税等更正請求書兼用)

平成 年 月 日

請求者
住所
氏名又は名称
電話番号

代理人
印

関税法第14条の15第1項
関税法第22条第1項
地方税法第72条の10第1項

の規定により下記のとおり請求します。

Table with columns: 納入(納税)申告書の番号・申告の年月日・許可の年月日並びに当該貨物の記号・番号及び品名, 区分, 課税標準, 課税標準別々の所属区分又は種類等, 税率, 税額, 更正請求により減少する税額. Includes rows (1) and (2) for tax adjustments.

その他の訂正事項

更正の請求をする理由

Payment method options: 口座引当, 現金, 銀行(郵便局)支店, 銀行(郵便局)支店, etc.

承認 記入 額

- 1. この請求書は、1通提出して下さい。
2. この請求書は、納入(納税)申告をした税関に提出するものとし、更正の請求をする理由の記載となる事項を記載する書類及び納入(納税)申告の際に提出すべきものとされている書類(インボイス、換金令関係書類、減免税の適用に関する書類等)に記載した事項のうち更正の請求に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類その他参考となる資料を添付して下さい。
3. 更正後の税額に対して更正の請求をする場合には、更正の請求をする基準となる更正通知書の更正年号及び更正年月日を「参考事項」欄に記載するとともに当該更正通知書を添付して下さい。
4. 「更正の請求をする理由」の欄には、更正の請求をするに当たった事柄及びその理由を具体的に記載して下さい。
5. 納入許可引当の取消がされた貨物に対して更正の請求をする場合には、「参考事項」欄に納入許可引当取消の年月日を記載して下さい。
6. 各欄の下欄には、内国消費税等に関する更正請求事項を記載して下さい。
7. 承認欄は、記入しないで下さい。

通関士 姓名・押印, 承認 課税 課税 課税

旧

《様式》

〔注〕 税戻の税額をわけて納付する等延滞税の額は、次に計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の額の計算の算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき} \\ \text{本税の額} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{期間（日数）} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税率の適用} \\ \text{期間の末日} \\ \text{から起算の日まで} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \frac{1}{105} \\ \hline \end{array}$$

〔注〕 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年率成(1/105)で適用することとなります。

算式は次のとおりです。
 ・ 納付税の支払日から2月経過する日まで・・・年1.73%、翌新年の11/30の公定休日を日本銀行法第16条第1項第1号の規定により定められる商業手形の満期(1年)4%、2014年12月31日以後の翌日から2月を超過した日以後・・・年14.6%」

(2) その他定率の延滞税に納付する納付税、延滞税の額は、その納付税の額に延滞税の割合を乗じて算出する。そのうち定率の延滞税に納付する納付税については、延滞税の額は、延滞税の適用期間の末日から起算の日までを、その期間の日数とする。

(3) 納付すべき延滞税が10,000円未満の場合は、延滞税は納付する必要はない。また、納付すべき延滞税が10,000円以上かつ、10,000円未満の延滞税がある場合は、その延滞税を切り捨て、その延滞税を切り捨てた後の延滞税が、延滞税の額と見做すこととする。

(4) 計算した延滞税の額が、100円未満の場合は、これを納付する必要はない。また、計算した延滞税の額が、100円以上かつ、100円未満の延滞税がある場合は、その延滞税は切り捨てることとする。

(5) 清算後及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を各(1)の納付すべき延滞税として計算して下さい。

新

《様式》

〔注〕 税戻の税額をわけて納付する等延滞税の額は、次に計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の額の計算の算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき} \\ \text{本税の額} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{期間（日数）} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税率の適用} \\ \text{期間の末日} \\ \text{から起算の日まで} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \frac{1}{105} \\ \hline \end{array}$$

〔注〕 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年率成(1/105)で適用することとなります。

算式は次のとおりです。
 ・ 納付税の支払日から2月経過する日まで・・・年1.73%、翌新年の11/30の公定休日を日本銀行法第16条第1項第1号の規定により定められる商業手形の満期(1年)4%、2014年12月31日以後の翌日から2月を超過した日以後・・・年14.6%」

(2) その他定率の延滞税に納付する納付税、延滞税の額は、その納付税の額に延滞税の割合を乗じて算出する。そのうち定率の延滞税に納付する納付税については、延滞税の額は、延滞税の適用期間の末日から起算の日までを、その期間の日数とする。

(3) 納付すべき延滞税が10,000円未満の場合は、延滞税は納付する必要はない。また、納付すべき延滞税が10,000円以上かつ、10,000円未満の延滞税がある場合は、その延滞税を切り捨て、その延滞税を切り捨てた後の延滞税が、延滞税の額と見做すこととする。

(4) 計算した延滞税の額が、100円未満の場合は、これを納付する必要はない。また、計算した延滞税の額が、100円以上かつ、100円未満の延滞税がある場合は、その延滞税は切り捨てることとする。

(5) 清算後及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を各(1)の納付すべき延滞税として計算して下さい。

関税(再)賦課決定通知書

税関様式第1041号 (内国消費税等(再)賦課決定通知書兼用)

納税者() 住所() 氏名又は名称() 代理人()

下記の貨物に対する税額を賦税法第5条第1項及び地方税法第72条の100第1項の規定により...

Table with columns: 納付すべき税額の合計額, 還付する金額の合計額, 注算の計算による金額の合計額

この通知書により納付すべき税額及び延滞税又は還付する金額の合計額は上記表のとおりとなります。

Main table with columns: 品名, 数量, 単位, 税率, 税額(円), 納付すべき税額又は還付する金額

(注) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。 (1) 延滞税の計算の算式...

関税(再)賦課決定通知書

税関様式第1041号 (内国消費税等(再)賦課決定通知書兼用)

納税者() 住所() 氏名又は名称() 代理人()

下記の貨物に対する税額を賦税法第5条第1項、四国税則第72条の100第1項及び地方税法第72条の100第1項の規定により...

Table with columns: 納付すべき税額の合計額, 還付する金額の合計額, 注算の計算による金額の合計額

この通知書により納付すべき税額及び延滞税又は還付する金額の合計額は上記表のとおりとなります。

Main table with columns: 品名, 数量, 単位, 税率, 税額(円), 納付すべき税額又は還付する金額

(注) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。 (1) 延滞税の計算の算式...

⑤「不服申立てについて」 この場合について不服がある場合は、この場合の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税関長に...

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

(納税者)
住所氏名・名称
(代理人)
住所氏名・名称

税関様式C第1045号
通少申告 加算税賦課決定 第 号
無申告 平成 年 月 日
(税関官等の長)

関税の加算税賦課決定通知書
(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)

下記の貨物に対する関税及び内国消費税等について、関税法第8条第1項、関税通則法第32条第1項及び地方税法第72条の100第2項の規定により下記のとおり通少申告・無申告加算税を賦課決定したので、関税法第8条第4項、関税通則法第32条第1項及び地方税法第72条の100第1項の規定により通知します。
なお、この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額は、次表のとおりとなります。納付すべき税額は、平成 年 月 日(ただし、下記の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日(納期限)までに、同封の納付書により納付して下さい。

この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額		理由その他付記事項
区 分	受入科目	
納付すべき税額	関 税	
(又は還付する金額)の合計額	税	
	消費税・地方消費税	

(注) 税額欄の△印は還付する金額であることを示す。

輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日または品名	区 分	加算税の種類・率	加算税の計算の基礎となる課税額(税額定率税額)	加算税の額		この通知により納付すべき(減少する)加算税の額	
				加算税の規定金額	賦課決定加算税額		
(1)	関	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
		通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
	税	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
		通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
	消費地課税	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
		通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
	消費地課税	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
		通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
	(2)	関	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円
			通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円
税	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円		
	通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円		
消費地課税	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円		
	通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円		

(納税者)
住所氏名・名称
(代理人)
住所氏名・名称

税関様式C第1045号
通少申告 加算税賦課決定 第 号
無申告 平成 年 月 日
(税関官等の長)

関税の加算税賦課決定通知書
(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)

下記の貨物に対する関税及び内国消費税等について、関税法第8条第1項、関税通則法第32条第1項及び地方税法第72条の100第2項の規定により下記のとおり通少申告・無申告加算税を賦課決定したので、関税法第8条第4項、関税通則法第32条第1項及び地方税法第72条の100第1項の規定により通知します。
なお、この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額は、次表のとおりとなります。納付すべき税額は、平成 年 月 日(ただし、下記の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日(納期限)までに、同封の納付書により納付して下さい。

この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額		理由その他付記事項
区 分	受入科目	
納付すべき税額	関 税	
(又は還付する金額)の合計額	税	
	消費税・地方消費税	

(注) 税額欄の△印は還付する金額であることを示す。

輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日または品名	区 分	加算税の種類・率	加算税の計算の基礎となる課税額(税額定率税額)	加算税の額		この通知により納付すべき(減少する)加算税の額	
				加算税の規定金額	賦課決定加算税額		
(1)	関	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
		通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
	税	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
		通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
	消費地課税	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
		通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
	消費地課税	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
		通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	
	(2)	関	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円
			通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円
税	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円		
	通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円		
消費地課税	通少・無申告加算税()%	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円		
	通少申告加算税(加算分)(5%)	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円		

①「無申告申告について」とこの欄について本欄がある場合は、この部分の通知を受けた日の翌日から計算して2月以内に税関長に対して異議の申立てをすることが出来ます。

新旧対照表

新	旧												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（納税者） 住 所 _____</p> <p>氏名又は名称 （代理人） _____ 限</p> </div> <p style="text-align: right;">（税関留番の長）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税関様式第1050号</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">修正しないことの通知書</p> <p>平成 年 月 日付開帳更正請求書により請求のあった次の請求事項については、下記の原因により、更正できないので、通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">請求事項</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td>その記号 その他項</td> <td></td> </tr> </table>	請求事項		理由	記	その記号 その他項		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（納税者） 住 所 _____</p> <p>氏名又は名称 （代理人） _____ 限</p> </div> <p style="text-align: right;">（税関留番の長）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税関様式第1050号</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">修正しないことの通知書</p> <p>平成 年 月 日付開帳更正請求書により請求のあった次の請求事項については、下記の原因により、更正できないので、通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">請求事項</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td>その記号 その他項</td> <td></td> </tr> </table> <p>【不照会について】 この区分について不照会がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して2月以内は、税関様式第1050号の単位を 下ることとなります。</p>	請求事項		理由	記	その記号 その他項	
請求事項													
理由	記												
その記号 その他項													
請求事項													
理由	記												
その記号 その他項													

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																
税関様式C第1080号 担 保 提 供 書 平成 年 月 日 殿 提供者(輸入者行号:) 住所 TEL 氏名(又は名称)及び代表者の氏名 代理人 住所 TEL 氏名(又は名称)及び代表者の氏名 印 私(当社)が平成 年 月 日に申告した輸入(納税)申告番号 _____ により、 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)の間に輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)を受ける 貨物に対する _____ のための担保を、下記のとおり提供します。 記	税関様式C第1080号 担 保 提 供 書 平成 年 月 日 殿 提供者(輸入者行号:) 住所 TEL 氏名(又は名称)及び代表者の氏名 代理人 住所 TEL 氏名(又は名称)及び代表者の氏名 印 私(当社)が平成 年 月 日に申告した輸入(納税)申告番号 _____ により、 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)の間に輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)を受ける 貨物に対する _____ のための担保を、下記のとおり提供します。 記																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">担保の種類及び表示</td> <td style="text-align: right;">[個別、掲置(官署別一括)]</td> </tr> <tr> <td>担保金額</td> <td style="text-align: right;">円 (引取担保に係る提供額 円)</td> </tr> <tr> <td>※本税戻度額</td> <td style="text-align: right;">円 (一月当たりの引取担保提供額 円)</td> </tr> <tr> <td>延滞税の額</td> <td style="text-align: right;">関税法、国税通関法及び地方税法の所定の額</td> </tr> </table> <p>一括担保の場合、担保金額は、保証書(掲置担保用)の宛先の各税関官署で輸入許可を受ける貨物に係る税額を 合算した額の支払いを保証する限度額である。</p> <p style="text-align: center;">担 保 預 り 証</p> <p>※上記の担保を預ります。 第 号 (担保登録番号第 号) 第 号 (引取担保登録番号第 号) 平成 年 月 日</p> <p>(注) 1. この担保提供書は、2部提出して下さい。 2. 不要な文字は二重線で抹消して下さい。 3. ※欄は、記入しないで下さい。 4. 一括担保の場合の宛先は、担保を提供するすべての税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。 なお、包括して記載した場合には、以後、官署追加の年次改正票となり得ます。 5. 「担保の種類及び表示」欄中「個別、掲置(官署別一括)」の箇所は、提供する担保の種類に応じ、 該当するものを○で囲んで下さい。 6. 提供する担保を引取担保として使用する場合は、「一月当たりの引取担保提供額」欄に、特定期に係る 引取担保の提供額(引取担保に係る提供額の2分の1の額の範囲内)を記入して下さい。 なお、特例輸入者が、特例申告に係る貨物の輸入申告を行う際は、「引取担保登録番号」を使用して下さい。 7. 提供する担保を関税法第7条の8による担保(引取担保)及び納期限延長の担保として使用する場合は、 「担保金額」欄の()書き引取担保に係る提供額を記入して下さい。(当該提供額については、 納期限延長の担保として使用できません。) 8. 担保の解除を申請する際は、担保解除申請書とこの書類(担保登録票を含む)を併せて提供して下さい。</p>	担保の種類及び表示	[個別、掲置(官署別一括)]	担保金額	円 (引取担保に係る提供額 円)	※本税戻度額	円 (一月当たりの引取担保提供額 円)	延滞税の額	関税法、国税通関法及び地方税法の所定の額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">担保の種類及び表示</td> <td style="text-align: right;">[個別、掲置(官署別一括)]</td> </tr> <tr> <td>担保金額</td> <td style="text-align: right;">円 (引取担保に係る提供額 円)</td> </tr> <tr> <td>※本税戻度額</td> <td style="text-align: right;">円 (一月当たりの引取担保提供額 円)</td> </tr> <tr> <td>延滞税の額</td> <td style="text-align: right;">関税法、国税通関法及び地方税法の所定の額</td> </tr> </table> <p>一括担保の場合、担保金額は、保証書(掲置担保用)の宛先の各税関官署で輸入許可を受ける貨物に係る税額を 合算した額の支払いを保証する限度額である。</p> <p style="text-align: center;">担 保 預 り 証</p> <p>※上記の担保を預ります。 第 号 (担保登録番号第 号) 第 号 (引取担保登録番号第 号) 平成 年 月 日</p> <p>(注) 1. この担保提供書は、2部提出して下さい。 2. 不要な文字は二重線で抹消して下さい。 3. ※欄は、記入しないで下さい。 4. 一括担保の場合の宛先は、担保を提供するすべての税関官署の長名を連名で記載して下さい。 5. 「担保の種類及び表示」欄中「個別、掲置(官署別一括)」の箇所は、提供する担保の種類に応じ、 該当するものを○で囲んで下さい。 6. 提供する担保を引取担保として使用する場合は、「一月当たりの引取担保提供額」欄に、特定期に係る 引取担保の提供額(引取担保に係る提供額の2分の1の額の範囲内)を記入して下さい。 なお、特例輸入者が、特例申告に係る貨物の輸入申告を行う際は、「引取担保登録番号」を使用して 下さい。 7. 提供する担保を関税法第7条の8による担保(引取担保)及び納期限延長の担保として使用する場合は、 「担保金額」欄の()書き引取担保に係る提供額を記入して下さい。(当該提供額については、 納期限延長の担保として使用できません。) 8. 担保の解除を申請する際は、担保解除申請書とこの書類を併せて提供して下さい。</p>	担保の種類及び表示	[個別、掲置(官署別一括)]	担保金額	円 (引取担保に係る提供額 円)	※本税戻度額	円 (一月当たりの引取担保提供額 円)	延滞税の額	関税法、国税通関法及び地方税法の所定の額
担保の種類及び表示	[個別、掲置(官署別一括)]																
担保金額	円 (引取担保に係る提供額 円)																
※本税戻度額	円 (一月当たりの引取担保提供額 円)																
延滞税の額	関税法、国税通関法及び地方税法の所定の額																
担保の種類及び表示	[個別、掲置(官署別一括)]																
担保金額	円 (引取担保に係る提供額 円)																
※本税戻度額	円 (一月当たりの引取担保提供額 円)																
延滞税の額	関税法、国税通関法及び地方税法の所定の額																

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																
税関様式C第1105号	税関様式C第1105号																																
<div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 2px;">取入 印紙</div> 保 証 書 (据置担保用) 平成 年 月 日	<div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 2px;">取入 印紙</div> 保 証 書 (据置担保用) 平成 年 月 日																																
保 証 人 住 所 電話番号 氏名 (又は名称) 代表者の氏名 印	保 証 人 住 所 電話番号 氏名 (又は名称) 代表者の氏名 印																																
<p>下記の保証期間において輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認) を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。</p> <p>また、従来の税関書票の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関書票又は新たに遠隔情報処理システムが導入された税関書票の長に対しても保証します。</p>																																	
記																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>輸入者 (又は限定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証期間 (債権発生期間)</td> <td>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>担保の区分</td> <td>官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">通 用 法 条</td> <td>関 税 法 第 9 条 の 2 第 項</td> </tr> <tr> <td>消 費 税 法 第 51 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>地 方 税 法 第 72 条 の 第 項</td> </tr> <tr> <td>法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項</td> </tr> </table> <p>一括担保の場合、税関簿に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関書票で輸入許可を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。</p> <p>(注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関書票の長名を連名又は包括して記載して下さい。 2. 「輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。 3. 輸入者側には、関税定率法の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合は、限定輸入者の名を記載して下さい。 4. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。</p>	輸入者 (又は限定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号		保証期間 (債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	担保の区分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)	税 額	円	通 用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項	消 費 税 法 第 51 条 第 項	地 方 税 法 第 72 条 の 第 項	法 第 条 第 項	法 第 条 第 項	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>輸入者 (又は限定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証期間 (債権発生期間)</td> <td>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>担保の区分</td> <td>官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">通 用 法 条</td> <td>関 税 法 第 9 条 の 2 第 項</td> </tr> <tr> <td>消 費 税 法 第 51 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>地 方 税 法 第 72 条 の 第 項</td> </tr> <tr> <td>法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項</td> </tr> </table> <p>一括担保の場合、税関簿に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関書票で輸入許可を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。</p> <p>(注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関書票の長名を連名で記載して下さい。 2. 「輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。 3. 輸入者側には、関税定率法の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合は、限定輸入者の名を記載して下さい。 4. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。</p>	輸入者 (又は限定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号		保証期間 (債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	担保の区分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)	税 額	円	通 用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項	消 費 税 法 第 51 条 第 項	地 方 税 法 第 72 条 の 第 項	法 第 条 第 項	法 第 条 第 項	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項	
輸入者 (又は限定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号																																	
保証期間 (債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日																																
担保の区分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)																																
税 額	円																																
通 用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項																																
	消 費 税 法 第 51 条 第 項																																
	地 方 税 法 第 72 条 の 第 項																																
	法 第 条 第 項																																
	法 第 条 第 項																																
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項																																	
輸入者 (又は限定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号																																	
保証期間 (債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日																																
担保の区分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)																																
税 額	円																																
通 用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項																																
	消 費 税 法 第 51 条 第 項																																
	地 方 税 法 第 72 条 の 第 項																																
	法 第 条 第 項																																
	法 第 条 第 項																																
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項																																	

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">取入 印紙</div> <p style="text-align: center;">保 証 書 (据置担保用)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="text-align: center;">保 証 人 住 所 電話番号 氏名 (又は名称) 代表者の氏名</div> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">税関様式C第1108号 保証期間自動更新</p> <p style="font-size: x-small;">下記の保証期間において輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。 また、元の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに連関付情報処理システムが導入された税関官署の長に対しては保証しえず。 なお、保証期間は、保証期間が満了する日の1か月前の日までに輸入者又は保証人から本保証書の宛先の税関官署の長に対し、書面により保証期間を更新しない旨の届出がない場合には、自動的に保証期間満了の日の翌日を起算日として本保証書の保証期間と同一の期間更新されるものとし、以後同様とします。ただし、本保証書を本保証書の宛先の税関官署の長に対し既に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動更新後の保証期間は、既に提出している保証書と同一の期間とします。</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">取入 印紙</div> <p style="text-align: center;">保 証 書 (据置担保用)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="text-align: center;">保 証 人 住 所 電話番号 氏名 (又は名称) 代表者の氏名</div> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">税関様式C第1108号 保証期間自動更新</p> <p style="font-size: x-small;">下記の保証期間において輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。 なお、保証期間は、保証期間が満了する日の1か月前の日までに輸入者又は保証人から本保証書の宛先の税関官署の長に対し、書面により保証期間を更新しない旨の届出がない場合には、自動的に保証期間満了の日の翌日を起算日として本保証書の保証期間と同一の期間更新されるものとし、以後同様とします。ただし、本保証書を本保証書の宛先の税関官署の長に対し既に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動更新後の保証期間は、既に提出している保証書と同一の期間とします。</p>																																		
記	記																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:20%;">輸入者(又は限定輸入申告者)の住所、氏名、電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証期間(債権発生期間)</td> <td>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>担保の区分</td> <td>官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通 用 法 条</td> <td>関 税 法 第 9 条 の 2 第 項</td> </tr> <tr> <td>消 費 税 法 第 5 1 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>地 方 税 法 第 7 2 条 の 第 項</td> </tr> <tr> <td>法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">一括担保の場合、税関簿に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可を受ける貨物に係る税額を含まない額の支払いを保証する限度額である。</p> <p style="font-size: x-small;">(注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。 2. 「輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。 3. 輸入者様には、関税法等の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合は、限定輸入者の名を記載して下さい。 4. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。</p>	輸入者(又は限定輸入申告者)の住所、氏名、電話番号		保証期間(債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	担保の区分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)	税 額	円	通 用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項	消 費 税 法 第 5 1 条 第 項	地 方 税 法 第 7 2 条 の 第 項	法 第 条 第 項	法 第 条 第 項	法 第 条 第 項	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:20%;">輸入者(又は限定輸入申告者)の住所、氏名、電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証期間(債権発生期間)</td> <td>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>担保の区分</td> <td>官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通 用 法 条</td> <td>関 税 法 第 9 条 の 2 第 項</td> </tr> <tr> <td>消 費 税 法 第 5 1 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>地 方 税 法 第 7 2 条 の 第 項</td> </tr> <tr> <td>法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">一括担保の場合、税関簿に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可を受ける貨物に係る税額を含まない額の支払いを保証する限度額である。</p> <p style="font-size: x-small;">(注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名で記載して下さい。 2. 「輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。 3. 輸入者様には、関税法等の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合は、限定輸入者の名を記載して下さい。 4. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。</p>	輸入者(又は限定輸入申告者)の住所、氏名、電話番号		保証期間(債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	担保の区分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)	税 額	円	通 用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項	消 費 税 法 第 5 1 条 第 項	地 方 税 法 第 7 2 条 の 第 項	法 第 条 第 項	法 第 条 第 項	法 第 条 第 項	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項	
輸入者(又は限定輸入申告者)の住所、氏名、電話番号																																			
保証期間(債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日																																		
担保の区分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)																																		
税 額	円																																		
通 用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項																																		
	消 費 税 法 第 5 1 条 第 項																																		
	地 方 税 法 第 7 2 条 の 第 項																																		
	法 第 条 第 項																																		
	法 第 条 第 項																																		
	法 第 条 第 項																																		
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項																																			
輸入者(又は限定輸入申告者)の住所、氏名、電話番号																																			
保証期間(債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日																																		
担保の区分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)																																		
税 額	円																																		
通 用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項																																		
	消 費 税 法 第 5 1 条 第 項																																		
	地 方 税 法 第 7 2 条 の 第 項																																		
	法 第 条 第 項																																		
	法 第 条 第 項																																		
	法 第 条 第 項																																		
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項																																			

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																				
<p style="text-align: center;">税関様式C第1107号</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収入 印紙 </div> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保証通知書(税関官署追加用)</p> <p style="text-align: center;">署</p> <p style="text-align: right;">保証人 住 所 氏 名 代表者の氏名 印</p> <p>保証人は、下記保証について、対象税関官署の長として次の税関官署の長を追加し、平成 年 月 日 から当該税関官署の長に対する納税義務の保証を行うこととしたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税関官署の長</td> <td style="width: 85%;"> <input type="checkbox"/> 全ての税関官署の長 <input type="checkbox"/> 同一税関管内のすべての税関官署の長 <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 現在保証している税関官署以外の </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">記</p> <p><保証内容></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">担保預り証番号 第</td> <td style="width: 20%;">号</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納税義務者 (輸入者または 限定輸入申告者)</td> <td style="width: 85%;">住 所 氏 名 電話番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">適用法令</td> <td>関税法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>消費税法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>地方税法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>輸入品に対する内国消費税の 徴収等に関する法律 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>保証金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保証期間</td> <td>始 期 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>終 期 平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p><注> 1. 保証期間が更新された場合には、最後の保証期間を指すものとします。 2. 添付は、すべての対象税関官署の長を逐名で記載して下さい。 3. 保証人の印は保証書に押印した印と同じものを使用して下さい。 4. ※印紙に記載した場合には、今後、税関官署が新設又は当該税関官署へ通関業務処理システムが 新たに導入された場合、当該税関官署の長に対しても保証を行うこととなります。</p>	税関官署の長	<input type="checkbox"/> 全ての税関官署の長 <input type="checkbox"/> 同一税関管内のすべての税関官署の長 <input type="checkbox"/> 	<input type="checkbox"/> 現在保証している税関官署以外の		担保預り証番号 第	号	納税義務者 (輸入者または 限定輸入申告者)	住 所 氏 名 電話番号	適用法令	関税法 第 条 第 項	消費税法 第 条 第 項	地方税法 第 条 第 項		輸入品に対する内国消費税の 徴収等に関する法律 第 条 第 項	保証金額		保証期間	始 期 平成 年 月 日	終 期 平成 年 月 日	<p style="text-align: center;">税関様式C第1107号</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収入 印紙 </div> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保証通知書(税関官署追加用)</p> <p style="text-align: center;">署</p> <p style="text-align: right;">保証人 住 所 氏 名 代表者の氏名 印</p> <p>保証人は、下記保証について、対象税関官署の長として次の税関官署の長を追加し、平成 年 月 日 から当該税関官署の長に対する納税義務の保証を行うこととしたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税関官署の長</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">記</p> <p><保証内容></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">担保預り証番号 第</td> <td style="width: 20%;">号</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納税義務者 (輸入者または 限定輸入申告者)</td> <td style="width: 85%;">住 所 氏 名 電話番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">適用法令</td> <td>関税法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>消費税法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>地方税法 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>輸入品に対する内国消費税の 徴収等に関する法律 第 条 第 項</td> </tr> <tr> <td>保証金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保証期間</td> <td>始 期 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>終 期 平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p><注> 1. 保証期間が更新された場合には、最後の保証期間を指すものとします。 2. 添付は、全ての対象税関官署の長を逐名で記載して下さい。 3. 保証人の印は保証書に押印した印と同じものを使用して下さい。</p>	税関官署の長		担保預り証番号 第	号	納税義務者 (輸入者または 限定輸入申告者)	住 所 氏 名 電話番号	適用法令	関税法 第 条 第 項	消費税法 第 条 第 項	地方税法 第 条 第 項		輸入品に対する内国消費税の 徴収等に関する法律 第 条 第 項	保証金額		保証期間	始 期 平成 年 月 日	終 期 平成 年 月 日
税関官署の長	<input type="checkbox"/> 全ての税関官署の長 <input type="checkbox"/> 同一税関管内のすべての税関官署の長 <input type="checkbox"/> 																																				
<input type="checkbox"/> 現在保証している税関官署以外の																																					
担保預り証番号 第	号																																				
納税義務者 (輸入者または 限定輸入申告者)	住 所 氏 名 電話番号																																				
適用法令	関税法 第 条 第 項																																				
	消費税法 第 条 第 項																																				
	地方税法 第 条 第 項																																				
	輸入品に対する内国消費税の 徴収等に関する法律 第 条 第 項																																				
保証金額																																					
保証期間	始 期 平成 年 月 日																																				
	終 期 平成 年 月 日																																				
税関官署の長																																					
担保預り証番号 第	号																																				
納税義務者 (輸入者または 限定輸入申告者)	住 所 氏 名 電話番号																																				
適用法令	関税法 第 条 第 項																																				
	消費税法 第 条 第 項																																				
	地方税法 第 条 第 項																																				
	輸入品に対する内国消費税の 徴収等に関する法律 第 条 第 項																																				
保証金額																																					
保証期間	始 期 平成 年 月 日																																				
	終 期 平成 年 月 日																																				

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																								
<p>税関様式C第1108号</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>保証期間の非更新についての届出書</p> <p>取</p> <p>住所 電話番号 氏名(又は名称) 代表者の氏名 印</p> <p>下記の納税保証について、保証期間を更新しない旨届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1. 非更新の届出を行う保証書の内容</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>保証書年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>保証金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>輸入者 (又は限定輸入申告者)</td> <td></td> <td>保証期間 発期(注) 平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用 法令</td> <td>関税法 第 条 第 項 消費税法 第 条 第 項 地方税法 第 条 第 項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に 関する法律 第 条 第 項</td> <td>参考 事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 保証期間が更新された場合には、更新後の保証期間の終期を指すものとします。</p> <p>2. 担保預り証番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">届 出 受 理 証</p> <p>上記届出を受理したので通知します。</p> <p>平成 年 月 日 印</p> <p>(注) 1. この届出書は、2部提出して下さい。 2. 一括担保を提供している場合の預金は、すべての対象税関言葉の長名を連名又は包括して記載して下さい。 3. この届出書は保証期間の終期の1か月前までに提出して下さい。 4. 担保物件の解除申請の際は、改めて担保解除申請書と担保預り証を提出して下さい。</p>	保証書年月日	平成 年 月 日	保証金額	円	輸入者 (又は限定輸入申告者)		保証期間 発期(注) 平成 年 月 日		適用 法令	関税法 第 条 第 項 消費税法 第 条 第 項 地方税法 第 条 第 項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に 関する法律 第 条 第 項	参考 事項		<p>税関様式C第1108号</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>保証期間の非更新についての届出書</p> <p>取</p> <p>住所 電話番号 氏名(又は名称) 代表者の氏名 印</p> <p>下記の納税保証について、保証期間を更新しない旨届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1. 非更新の届出を行う保証書の内容</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>保証書年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>保証金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>輸入者 (又は限定輸入申告者)</td> <td></td> <td>保証期間 発期(注) 平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用 法令</td> <td>関税法 第 条 第 項 消費税法 第 条 第 項 地方税法 第 条 第 項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に 関する法律 第 条 第 項</td> <td>参考 事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 保証期間が更新された場合には、更新後の保証期間の終期を指すものとします。</p> <p>2. 担保預り証番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">届 出 受 理 証</p> <p>上記届出を受理したので通知します。</p> <p>平成 年 月 日 印</p> <p>(注) 1. この届出書は、2部提出して下さい。ただし一括担保の場合は、各対象税関言葉ごとに2部提出して下さい。 2. この届出書は保証期間の終期の1か月前までに提出して下さい。 3. 担保物件の解除申請の際は、改めて担保解除申請書と担保預り証を提出して下さい。</p>	保証書年月日	平成 年 月 日	保証金額	円	輸入者 (又は限定輸入申告者)		保証期間 発期(注) 平成 年 月 日		適用 法令	関税法 第 条 第 項 消費税法 第 条 第 項 地方税法 第 条 第 項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に 関する法律 第 条 第 項	参考 事項	
保証書年月日	平成 年 月 日	保証金額	円																						
輸入者 (又は限定輸入申告者)		保証期間 発期(注) 平成 年 月 日																							
適用 法令	関税法 第 条 第 項 消費税法 第 条 第 項 地方税法 第 条 第 項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に 関する法律 第 条 第 項	参考 事項																							
保証書年月日	平成 年 月 日	保証金額	円																						
輸入者 (又は限定輸入申告者)		保証期間 発期(注) 平成 年 月 日																							
適用 法令	関税法 第 条 第 項 消費税法 第 条 第 項 地方税法 第 条 第 項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に 関する法律 第 条 第 項	参考 事項																							

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式C第1109号

組保変更承認申請書

税関様式C第1109号

組保変更承認申請書

平成 年 月 日		(住所) (〒)	輸入者行号
申請者	TEL.	(氏名又は名称及び代表者名)	
代理人	TEL.	(住所) (〒)	
		(氏名又は名称及び代表者名)	
下記のとおり組保を変更(追加)することについて、関税法施行令第8条の3第3項、関税則則法第51条第2項及び地方税法第72条の100第1項の承認を受けたいので申請します。			
提供中の組保	組保預り証番号	第 号	提供官署
	組保の種類及び表示	[個別、一括(官署別・一括)]	
	組保金額	円	
	組保の期間(債権発生期間)	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
提供の目的	関税等の のための組保		
提供する組保	組保の種類及び表示	[個別、一括(官署別・一括)]	
	組保金額	円	
	組保の期間(債権発生期間)	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
	提供の目的	関税等の のための組保	
変更(追加)予定年月日	平成 年 月 日		
変更(追加)の理由			
参考事項			
※ 第 号 (組保登録番号第 号) 平成 年 月 日 関税法施行令第8条の3第3項、関税則則法第51条第2項および地方税法第72条の100第1項の規定により申請のとおり承認します。			

- (注) 1. この申請書は、2部提出して下さい。
 2. 一括組保を提供している場合は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
 3. 「変更の理由」欄は、具体的に記載して下さい。
 4. ※欄は、記入しないで下さい。
 5. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

平成 年 月 日		(住所) (〒)	輸入者行号
申請者	TEL.	(氏名又は名称及び代表者名)	
代理人	TEL.	(住所) (〒)	
		(氏名又は名称及び代表者名)	
下記のとおり組保を変更(追加)することについて、関税法施行令第8条の3第3項、関税則則法第51条第2項及び地方税法第72条の100第1項の承認を受けたいので申請します。			
提供中の組保	組保預り証番号	第 号	提供官署
	組保の種類及び表示	[個別、一括(官署別・一括)]	
	組保金額	円	
	組保の期間(債権発生期間)	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
提供の目的	関税等の のための組保		
提供する組保	組保の種類及び表示	[個別、一括(官署別・一括)]	
	組保金額	円	
	組保の期間(債権発生期間)	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
	提供の目的	関税等の のための組保	
変更(追加)予定年月日	平成 年 月 日		
変更(追加)の理由			
参考事項			
※ 第 号 (組保登録番号第 号) 平成 年 月 日 関税法施行令第8条の3第3項、関税則則法第51条第2項および地方税法第72条の100第1項の規定により申請のとおり承認します。			

- (注) 1. この申請書は、2部提出して下さい。
 2. 一括組保を提供している場合は、すべての対象税関官署の長名を連名で記載して下さい。
 3. 「変更の理由」欄は、具体的に記載して下さい。
 4. ※欄は、記入しないで下さい。
 5. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																
<p style="text-align: right;">税関様式C第1110号</p> <p>担保解除申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>限</p> <p>申請者(輸入者符号:)</p> <p style="padding-left: 40px;">住所</p> <p style="padding-left: 40px;">TEL</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名(又は名称)及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>代理人</p> <p style="padding-left: 40px;">住所</p> <p style="padding-left: 40px;">TEL</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名(又は名称)及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>〈当社〉が平成 年 月 日に関税等の ために提供 した下記の担保について、担保の提供原因が消滅したので、担保解除を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">担保受理年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担保預り証番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担保の種類及び表示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担保金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 担保解除通知書</p> <p>上記の担保を解除したので通知します。</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>(注) 1. この申請書は2部提出して下さい。</p> <p>2. 二括担保を提供している場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。</p> <p>3. 申請の際には、先に交付した担保預り証(担保登録票を含む)を添付して下さい。</p> <p>4. ※欄は記入しないで下さい。</p>	担保受理年月日		担保預り証番号		担保の種類及び表示		担保金額	円	<p style="text-align: right;">税関様式C第1110号</p> <p>担保解除申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>限</p> <p>申請者(輸入者符号:)</p> <p style="padding-left: 40px;">住所</p> <p style="padding-left: 40px;">TEL</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名(又は名称)及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>代理人</p> <p style="padding-left: 40px;">住所</p> <p style="padding-left: 40px;">TEL</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名(又は名称)及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>〈当社〉が平成 年 月 日に関税等の ために提供 した下記の担保について、担保の提供原因が消滅したので、担保解除を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">担保受理年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担保預り証番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担保の種類及び表示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担保金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 担保解除通知書</p> <p>上記の担保を解除したので通知します。</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>(注) 1. この申請書は2部提出して下さい。</p> <p>2. 二括担保を提供している場合の宛先は、全ての対象税関官署の長名を連名で記載して下さい。</p> <p>3. 申請の際には、先に交付した担保預り証を添付して下さい。</p> <p>4. ※欄は記入しないで下さい。</p>	担保受理年月日		担保預り証番号		担保の種類及び表示		担保金額	円
担保受理年月日																	
担保預り証番号																	
担保の種類及び表示																	
担保金額	円																
担保受理年月日																	
担保預り証番号																	
担保の種類及び表示																	
担保金額	円																

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式C第1140号

税関様式C第1140号

納付通知書

納付通知書

納付通知書 号

納付通知書 号

平成 年 月 日

平成 年 月 日

保証人

住所	
氏名又は名称	殿

(税関事務の爲)

あなたは保証人として、下記納税者の滞納税額につき、下記金額の国税を納付しなければならぬことになりましたので、納付の期限までに納付して下さい。

記

納税者	住所	氏名又は名称					
滞納税	年度	税目	納期限	本税	延滞税	法定納期限	備考
	平成 年度	関 税	平成 年 月 日	円	円	平成 年 月 日	
	平成 年度	税	平成 年 月 日		円	平成 年 月 日	
	平成 年度	税	平成 年 月 日		円	平成 年 月 日	
	平成 年度	税	平成 年 月 日		円	平成 年 月 日	
	平成 年度	税	平成 年 月 日		円	平成 年 月 日	
	平成 年度	税	平成 年 月 日		円	平成 年 月 日	
上記納税者の滞納税額につき、あなたが保証人として納付すべき金額			円	延滞税 (法律による金額)			
納付の期限	平成 年 月 日	納付場所	日本銀行の本店・支店・代理店若しくは輸入代理店				

(注) 延滞税の額は、次により計算して下さい。

(1) 延滞税の額の計算の算式

$$\text{延滞税の額} = \frac{\text{納付すべき本税の額}}{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで}} \times \frac{\text{期間(日数)}}{\text{1年(365日)}} \times \frac{\text{期間(日数)}}{\text{1年(365日)}} \times \frac{1}{365}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。

具体的には次のとおりです。
 ・納期限の翌日から2月を経過する日までで一年「7.3%」と「前年の11/30の公定歩合(日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率)+4%」のいずれか低い割合
 ・納期限の翌日から2月を経過した日以降一年「14.6%」

- やむを得ない理由により税額滞りに繋がったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税関の確認があった場合には、延滞税は免除されます。この場合には、延滞税免除申請書を税関に提出しなければなりません。
- 納付すべき税額が10,000円未満の場合には、延滞税は納める必要がありません。また、納付すべき税額が10,000円以上あって、10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算して下さい。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、これを納付する必要がありません。また、計算した延滞税額が1,000円以上あって、100円未満の端数がある場合にはその端数を切り捨てして下さい。
- 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の本税の額として計算して下さい。

保証人

住所	
氏名又は名称	殿

(税関事務の爲)

あなたは保証人として、下記納税者の滞納税額につき、下記金額の国税を納付しなければならぬことになりましたので、納付の期限までに納付して下さい。

記

納税者	住所	氏名又は名称					
滞納税	年度	税目	納期限	本税	延滞税	法定納期限	備考
	平成 年度	関 税	平成 年 月 日	円	円	平成 年 月 日	
	平成 年度	税	平成 年 月 日		円	平成 年 月 日	
	平成 年度	税	平成 年 月 日		円	平成 年 月 日	
	平成 年度	税	平成 年 月 日		円	平成 年 月 日	
	平成 年度	税	平成 年 月 日		円	平成 年 月 日	
	平成 年度	税	平成 年 月 日		円	平成 年 月 日	
上記納税者の滞納税額につき、あなたが保証人として納付すべき金額			円	延滞税 (法律による金額)			
納付の期限	平成 年 月 日	納付場所	日本銀行の本店・支店・代理店若しくは輸入代理店				

(注) 延滞税の額は、次により計算して下さい。

(1) 延滞税の額の計算の算式

$$\text{延滞税の額} = \frac{\text{納付すべき本税の額}}{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで}} \times \frac{\text{期間(日数)}}{\text{1年(365日)}} \times \frac{\text{期間(日数)}}{\text{1年(365日)}} \times \frac{1}{365}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。

具体的には次のとおりです。
 ・納期限の翌日から2月を経過する日までで一年「7.3%」と「前年の11/30の公定歩合(日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率)+4%」のいずれか低い割合
 ・納期限の翌日から2月を経過した日以降一年「14.6%」

- やむを得ない理由により税額滞りに繋がったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税関の確認があった場合には、延滞税は免除されます。この場合には、延滞税免除申請書を税関に提出しなければなりません。
- 納付すべき税額が10,000円未満の場合には、延滞税は納める必要がありません。また、納付すべき税額が10,000円以上あって、10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算して下さい。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、これを納付する必要がありません。また、計算した延滞税額が1,000円以上あって、100円未満の端数がある場合にはその端数を切り捨てして下さい。
- 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の本税の額として計算して下さい。

⑥ 「不服申立てについて」この処分について不服があるときは税関長に対して、この通知書の送付を受けた日の翌日から起算して2月以内に異議申立てをすることが出来ます。

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

〈納税義務者〉
〈代理人〉

税関様式C第1175号
第 号
平成 年 月 日
税関(署所)長 印

過額納金等充当通知書

下記のとおり、過額納金等を充当したので通知します。

記

(1) 過額納金等となった関税等の課税確定書類の記号・番号及び年月日			
(2) 過額納金等を確定した書類の記号・番号及び年月日			
(3) 過額納金等となった関税等の受入科目及び金額		関 税	税
	本 税		
	延滞税		
(4) 充当しようとする関税等の課税確定書類の記号・番号及び年月日			
(5) 充当した関税等の受入科目及び金額		関 税	税
	本 税		
	延滞税		
(6) 充当の効力の発した日			
(7) 充当後に納付すべき又は還付する関税等		関 税	税
	本 税		
	延滞税		
(8) 備考			

〈納税義務者〉
〈代理人〉

税関様式C第1175号
第 号
平成 年 月 日
税関(署所)長 印

過額納金等充当通知書

下記のとおり、過額納金等を充当したので通知します。

記

(1) 過額納金等となった関税等の課税確定書類の記号・番号及び年月日			
(2) 過額納金等を確定した書類の記号・番号及び年月日			
(3) 過額納金等となった関税等の受入科目及び金額		関 税	税
	本 税		
	延滞税		
(4) 充当しようとする関税等の課税確定書類の記号・番号及び年月日			
(5) 充当した関税等の受入科目及び金額		関 税	税
	本 税		
	延滞税		
(6) 充当の効力の発した日			
(7) 充当後に納付すべき又は還付する関税等		関 税	税
	本 税		
	延滞税		
(8) 備考			

(注) 「不服申立てについて」;この処分について不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議の申立てをすることが出来ます。

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																																																																																
<p>税関様式C第2140号</p> <p>申請番号</p> <p style="text-align: center;">外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>税 関 長 殿</u></p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名（名称及び代表権者の氏名）㊟ (署名)</p> <p>関税法第23条第4項の規定により、下記のとおり船用品（機用品）積込みの期間の延長の承認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>積込承認年月日</td><td></td><td>積込承認番号</td><td></td></tr> <tr><td>積込船（機）名</td><td></td><td>積込船（機）の種類</td><td></td></tr> <tr><td>積込船（機）の国籍</td><td></td><td>積込船（機）の純トン数又は自重</td><td></td></tr> <tr><td>旅客数</td><td></td><td>乗組員数</td><td></td></tr> <tr><td>積込予定年月日及び場所</td><td></td><td>積込みの方法</td><td></td></tr> <tr><td>保税地域引取年月日</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">貨物の明細</td></tr> <tr><td>記号及び番号</td><td>品名</td><td>数量</td><td>価格</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>延長を必要とする期間</td><td></td><td>自平成 年 月 日 至平成 年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td>延長を必要とする理由</td><td colspan="3"></td></tr> </table> <p>(注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。 2. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	積込承認年月日		積込承認番号		積込船（機）名		積込船（機）の種類		積込船（機）の国籍		積込船（機）の純トン数又は自重		旅客数		乗組員数		積込予定年月日及び場所		積込みの方法		保税地域引取年月日				貨物の明細				記号及び番号	品名	数量	価格									延長を必要とする期間		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		延長を必要とする理由				<p>税関様式C第2140号</p> <p>申請番号</p> <p style="text-align: center;">外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>税 関</u></p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名（名称及び代表権者の氏名）㊟ (署名)</p> <p>関税法第23条第4項の規定により、下記のとおり船用品（機用品）積込みの期間の延長の承認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>積込承認年月日</td><td></td><td>積込承認番号</td><td></td></tr> <tr><td>積込船（機）名</td><td></td><td>積込船（機）の種類</td><td></td></tr> <tr><td>積込船（機）の国籍</td><td></td><td>積込船（機）の純トン数又は自重</td><td></td></tr> <tr><td>旅客数</td><td></td><td>乗組員数</td><td></td></tr> <tr><td>積込予定年月日及び場所</td><td></td><td>積込みの方法</td><td></td></tr> <tr><td>保税地域引取年月日</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">貨物の明細</td></tr> <tr><td>記号及び番号</td><td>品名</td><td>数量</td><td>価格</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>延長を必要とする期間</td><td></td><td>自平成 年 月 日 至平成 年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td>延長を必要とする理由</td><td colspan="3"></td></tr> </table> <p>(注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。 2. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	積込承認年月日		積込承認番号		積込船（機）名		積込船（機）の種類		積込船（機）の国籍		積込船（機）の純トン数又は自重		旅客数		乗組員数		積込予定年月日及び場所		積込みの方法		保税地域引取年月日				貨物の明細				記号及び番号	品名	数量	価格									延長を必要とする期間		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		延長を必要とする理由			
積込承認年月日		積込承認番号																																																																																															
積込船（機）名		積込船（機）の種類																																																																																															
積込船（機）の国籍		積込船（機）の純トン数又は自重																																																																																															
旅客数		乗組員数																																																																																															
積込予定年月日及び場所		積込みの方法																																																																																															
保税地域引取年月日																																																																																																	
貨物の明細																																																																																																	
記号及び番号	品名	数量	価格																																																																																														
延長を必要とする期間		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日																																																																																															
延長を必要とする理由																																																																																																	
積込承認年月日		積込承認番号																																																																																															
積込船（機）名		積込船（機）の種類																																																																																															
積込船（機）の国籍		積込船（機）の純トン数又は自重																																																																																															
旅客数		乗組員数																																																																																															
積込予定年月日及び場所		積込みの方法																																																																																															
保税地域引取年月日																																																																																																	
貨物の明細																																																																																																	
記号及び番号	品名	数量	価格																																																																																														
延長を必要とする期間		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日																																																																																															
延長を必要とする理由																																																																																																	

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																								
<p>税関様式C第 2150 号</p> <p>外国貨物船用品（機用品）亡失届 平成 年 月 日</p> <p>税 関 長 殿</p> <p>届 出 者 住所 氏名（名称及び代表権者の氏名） (署名) ㊟</p>	<p>税関様式C第 2150 号</p> <p>外国貨物船用品（機用品）亡失届 平成 年 月 日</p> <p>税 関</p> <p>届 出 者 住所 氏名（名称及び代表権者の氏名） (署名) ㊟</p>																								
記	記																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">積込承認年月日</td> <td style="width:25%;"></td> <td style="width:25%;">積込承認番号</td> <td style="width:25%;"></td> </tr> <tr> <td>積込船（機）名</td> <td></td> <td>積込予定年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積込予定場所</td> <td></td> <td>積込の方法</td> <td></td> </tr> </table>	積込承認年月日		積込承認番号		積込船（機）名		積込予定年月日		積込予定場所		積込の方法		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">積込承認年月日</td> <td style="width:25%;"></td> <td style="width:25%;">積込承認番号</td> <td style="width:25%;"></td> </tr> <tr> <td>積込船（機）名</td> <td></td> <td>積込予定年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積込予定場所</td> <td></td> <td>積込の方法</td> <td></td> </tr> </table>	積込承認年月日		積込承認番号		積込船（機）名		積込予定年月日		積込予定場所		積込の方法	
積込承認年月日		積込承認番号																							
積込船（機）名		積込予定年月日																							
積込予定場所		積込の方法																							
積込承認年月日		積込承認番号																							
積込船（機）名		積込予定年月日																							
積込予定場所		積込の方法																							
亡失した貨物の明細																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">品 名</th> <th style="width:33%;">数 量</th> <th style="width:33%;">価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	品 名	数 量	価 格							<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">品 名</th> <th style="width:33%;">数 量</th> <th style="width:33%;">価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	品 名	数 量	価 格												
品 名	数 量	価 格																							
品 名	数 量	価 格																							
亡失年月日及び場所																									
亡失した事由																									
<p>(注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。</p> <p>2. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	<p>(注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。</p> <p>2. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>																								

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																																																		
<p>税関様式C第2160号 Customs Form C No.2160</p> <p>内国貨物船用品(機用品)積込承認申請書 Declaration of Loading of Ship's (Aircraft's) Stores of Domestic Goods</p> <p style="text-align: right;">税関長殿 To Director of Customs</p> <p>※申告番号</p> <p>積込場所 Place of Loading</p> <p>申告年月日 Date of Declaration</p> <p>積込船(機)名 Name of Ship (or Aircraft) to be Loaded</p> <p>船種(航空機)の種類 Kind of Ship (or Aircraft)</p> <p>国籍 Flag</p> <p>純トン数又は自重 Net Tonnage or Net Weight</p> <p>航海日数 Number of days of Navigation</p> <p>旅客数 Number of Passengers</p> <p>乗組員数 Number of Crews</p>	<p>税関様式C第2160号 Customs Form C No.2160</p> <p>内国貨物船用品(機用品)積込承認申請書 Declaration of Loading of Ship's (Aircraft's) Stores of Domestic Goods</p> <p style="text-align: right;">税関長殿 To: Customs</p> <p>※申告番号</p> <p>積込場所 Place of Loading</p> <p>申告年月日 Date of Declaration</p> <p>積込船(機)名 Name of Ship (or Aircraft) to be Loaded</p> <p>船種(航空機)の種類 Kind of Ship (or Aircraft)</p> <p>国籍 Flag</p> <p>純トン数又は自重 Net Tonnage or Net Weight</p> <p>航海日数 Number of days of Navigation</p> <p>旅客数 Number of Passengers</p> <p>乗組員数 Number of Crews</p>																																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">品名 Description</th> <th style="width:40%;">数量 Net Quantities</th> <th style="width:50%;">価 格 Value</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>※ 税関記入欄</td> <td style="text-align: center;">枚 欄 Sheets Items</td> <td>※ 承認印・承認年月日</td> </tr> </tbody> </table>	品名 Description	数量 Net Quantities	価 格 Value	1			2			3			4			5			6			7			8			9			※ 税関記入欄	枚 欄 Sheets Items	※ 承認印・承認年月日	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">品名 Description</th> <th style="width:40%;">数量 Net Quantities</th> <th style="width:50%;">価 格 Value</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>※ 税関記入欄</td> <td style="text-align: center;">枚 欄 Sheets Items</td> <td>※ 税関承認印・承認年月日</td> </tr> </tbody> </table>	品名 Description	数量 Net Quantities	価 格 Value	1			2			3			4			5			6			7			8			9			※ 税関記入欄	枚 欄 Sheets Items	※ 税関承認印・承認年月日
品名 Description	数量 Net Quantities	価 格 Value																																																																	
1																																																																			
2																																																																			
3																																																																			
4																																																																			
5																																																																			
6																																																																			
7																																																																			
8																																																																			
9																																																																			
※ 税関記入欄	枚 欄 Sheets Items	※ 承認印・承認年月日																																																																	
品名 Description	数量 Net Quantities	価 格 Value																																																																	
1																																																																			
2																																																																			
3																																																																			
4																																																																			
5																																																																			
6																																																																			
7																																																																			
8																																																																			
9																																																																			
※ 税関記入欄	枚 欄 Sheets Items	※ 税関承認印・承認年月日																																																																	
<p>(注) 1. この申告書は、3通提出して下さい。 申告書欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。</p> <p>2. ※印の欄は記載しないで下さい。</p> <p>3. 数量の単位は、炭化水素油はkg、酒類・鉱水等は、飲料水はトン、その他はkg、個数、組による。</p> <p>1. This Declaration shall be submitted in duplicate. Seal or signature is acceptable with filling in name and address.</p> <p>2. The declarant will leave out the columns Marked ※</p> <p>3. Unit of Quantity: Hydrocarbon oil ... kg, Alcoholic and Mineral waters, etc ... t, Waters for drinking ... ton, Others ... kg, No., Set</p> <p>(規格A4)</p>	<p>(注) 1. この申告書は、3通提出して下さい。 申告書欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。</p> <p>2. ※印の欄は記載しないで下さい。</p> <p>3. 数量の単位は、炭化水素油はkg、酒類・鉱水等は、飲料水はトン、その他はkg、個数、組による。</p> <p>1. This Declaration shall be submitted in duplicate. Seal or signature is acceptable with filling in name and address.</p> <p>2. The declarant will leave out the columns Marked ※</p> <p>3. Unit of Quantity: Hydrocarbon oil ... kg, Alcoholic and Mineral waters, etc ... t, Waters for drinking ... ton, Others ... kg, No., Set</p> <p>(規格A4)</p>																																																																		

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
裏面 (省略)	裏面 (同左)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新				旧			
税関様式C第3191号				税関様式C第3191号			
保稅地域処分報告(通報)書				保稅地域処分報告(通報)書			
適用条項: 関税法第 条第 項第 号 (税関)				適用条項: 関税法第 条第 項第 号 (税関)			
貨物管理者又は被許可者について	名称 (保稅地域コード)	代表者氏名		被許可者について	名称 (保稅地域コード)	代表者氏名	
	保稅地域の区分(保稅地域の種類並びに自家用・営業用の別等を記入)				保稅地域の区分(保稅地域の種類並びに自家用・営業用の別等を記入)		
	所在地				所在地		
	蔵置貨物の種類				蔵置貨物の種類		
	資本金	系列			資本金	系列	
	従業員数(企業全体 人) (当該保稅地域 人)				従業員数(企業全体 人) (当該保稅地域 人)		
	管轄官署名 (官署コード)				管轄官署名 (官署コード)		
違反行為の内容	条項: 件数: 期間 (条項別に件数及び期間を記入)			違反行為の内容	条項: 件数: 期間 (条項別に件数及び期間を記入)		
	違反事実の概要				違反事実の概要		
違反に係る貨物	品名	数量	価格(建値)	違反に係る貨物	品名	数量	価格(建値)
発見の状況	発見日	端緒		発見の状況	発見日	端緒	
処分基準適用状況	基礎点数表	点	合計点数 点 処分内容及び期間	処分基準適用状況	基礎点数表	点	合計点数 点 処分内容及び期間
	加算点数表①	点			加算点数表①	点	
	加算点数表②	点			加算点数表②	点	
	加算点数表③	点			加算点数表③	点	
	加算	点			加算	点	
減算	点	減算	点				
その他参考事項				その他参考事項			
(規格A4)				(規格A4)			

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																																
<p style="text-align: center;">税関様式C第9340号</p> <p style="text-align: center;">展 示 等 申 告 書</p> <p style="text-align: center;">(運 送 申 告 書)</p> <p>使用区分 1. 建設用機器・ 資材 2. 展示物品 3. 販売物品・ 消費物品 4. その他</p> <p>あて先 保 税 展示場名 積 出 地 原 産 地 輸送方法 1. 船舶 2. 航空機 3. 郵便</p> <p>積置場所(展示 地区)番号</p> <p>※受理番号</p> <p>代理人住所氏名印 通関士氏名印</p>	<p style="text-align: center;">税関様式C第9340号</p> <p style="text-align: center;">展 示 等 申 告 書</p> <p style="text-align: center;">(運 送 申 告 書)</p> <p>使用区分 1. 建設用機器・ 資材 2. 展示物品 3. 販売物品・ 消費物品 4. その他</p> <p>あて先 保 税 展示場名 積 出 地 原 産 地 輸送方法 1. 船舶 2. 航空機 3. 郵便</p> <p>積置場所(展示 地区)番号</p> <p>※受理番号</p> <p>代理人住所氏名印 通関士氏名印</p>																																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名・個数・記号及び番号</th> <th>単 位</th> <th>正味数量</th> <th>申告価格 (C.I.F)</th> <th>関税申告番号</th> <th>内国消費税 種類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(2)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(3)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	品名・個数・記号及び番号	単 位	正味数量	申告価格 (C.I.F)	関税申告番号	内国消費税 種類等	(1)						(2)						(3)						<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名・個数・記号及び番号</th> <th>単 位</th> <th>正味数量</th> <th>申告価格 (C.I.F)</th> <th>関税申告番号</th> <th>内国消費税 種類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(2)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(3)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	品名・個数・記号及び番号	単 位	正味数量	申告価格 (C.I.F)	関税申告番号	内国消費税 種類等	(1)						(2)						(3)					
品名・個数・記号及び番号	単 位	正味数量	申告価格 (C.I.F)	関税申告番号	内国消費税 種類等																																												
(1)																																																	
(2)																																																	
(3)																																																	
品名・個数・記号及び番号	単 位	正味数量	申告価格 (C.I.F)	関税申告番号	内国消費税 種類等																																												
(1)																																																	
(2)																																																	
(3)																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>運送申告年月日</td> <td>※運送承認印</td> <td>展示等申告年月日</td> <td>※展示等承認印</td> </tr> <tr> <td>※運送承認番号</td> <td></td> <td>※税関記入欄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運送先</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期間 年月日から 年月日まで</td> <td>※発送 税関</td> <td>※到着地 税関</td> <td>※受理 ※審査 (検査) ※審査</td> </tr> <tr> <td>積置場所</td> <td></td> <td></td> <td>※展示等承認 年月日</td> </tr> </table>	運送申告年月日	※運送承認印	展示等申告年月日	※展示等承認印	※運送承認番号		※税関記入欄		運送先				期間 年月日から 年月日まで	※発送 税関	※到着地 税関	※受理 ※審査 (検査) ※審査	積置場所			※展示等承認 年月日	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>運送申告年月日</td> <td>※運送承認印</td> <td>展示等申告年月日</td> <td>※展示等承認印</td> </tr> <tr> <td>※運送承認番号</td> <td></td> <td>※税関記入欄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運送先</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期間 年月日から 年月日まで</td> <td>※発送 税関</td> <td>※到着地 税関</td> <td>※受理 ※審査 (検査) ※審査</td> </tr> <tr> <td>積置場所</td> <td></td> <td></td> <td>※展示等承認 年月日</td> </tr> </table>	運送申告年月日	※運送承認印	展示等申告年月日	※展示等承認印	※運送承認番号		※税関記入欄		運送先				期間 年月日から 年月日まで	※発送 税関	※到着地 税関	※受理 ※審査 (検査) ※審査	積置場所			※展示等承認 年月日								
運送申告年月日	※運送承認印	展示等申告年月日	※展示等承認印																																														
※運送承認番号		※税関記入欄																																															
運送先																																																	
期間 年月日から 年月日まで	※発送 税関	※到着地 税関	※受理 ※審査 (検査) ※審査																																														
積置場所			※展示等承認 年月日																																														
運送申告年月日	※運送承認印	展示等申告年月日	※展示等承認印																																														
※運送承認番号		※税関記入欄																																															
運送先																																																	
期間 年月日から 年月日まで	※発送 税関	※到着地 税関	※受理 ※審査 (検査) ※審査																																														
積置場所			※展示等承認 年月日																																														
<p>備考 (1) ※印の欄は記入しないで下さい。</p> <p>(2) 本申告書は上欄の貨物の使用区分ごとに作成し、該当の数字符号を()で囲んで下さい。</p>	<p>備考 (1) ※印の欄は記入しないで下さい。</p> <p>(2) 本申告書は上欄の貨物の使用区分ごとに作成し、該当の数字符号を()で囲んで下さい。</p> <p>(3) 「不届申立について」この申告に基づく処分について不届があるときは、その処分があったこととした日の翌日から起算して2月以内に関税長に対し再届申立をすることが出来ます。</p>																																																

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																								
<p>税関様式C第 5015号-1</p> <p>【税関、動物検疫所、植物防疫所 共通様式】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">積積品名(税、植)、および積積品(架空品)名(動)</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出港予定年月日(税)、および積積予定年月日(動)、積積予定月日(植)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">積積港(税)、積積港名(植)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">仕向地(税、動)、輸入国名(植)</td> <td style="text-align: center;">(印) (印)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">積出者 印</td> <td style="padding: 2px;">氏名(税、動、植) 押印(税)</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">住所(税、動、植)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">仕向人 印</td> <td style="padding: 2px;">氏名(税、動、植)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">住所(税、動、植)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">積出者 印</td> <td style="padding: 2px;">氏名(動、植) 押印(動、植)※</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">住所(動、植)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">記号・番号(税、植)、商標(動)</td> <td></td> </tr> </table>	積積品名(税、植)、および積積品(架空品)名(動)		出港予定年月日(税)、および積積予定年月日(動)、積積予定月日(植)		積積港(税)、積積港名(植)		仕向地(税、動)、輸入国名(植)	(印) (印)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">積出者 印</td> <td style="padding: 2px;">氏名(税、動、植) 押印(税)</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">住所(税、動、植)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	積出者 印	氏名(税、動、植) 押印(税)		印		住所(税、動、植)				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">仕向人 印</td> <td style="padding: 2px;">氏名(税、動、植)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">住所(税、動、植)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	仕向人 印	氏名(税、動、植)				住所(税、動、植)				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">積出者 印</td> <td style="padding: 2px;">氏名(動、植) 押印(動、植)※</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">住所(動、植)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	積出者 印	氏名(動、植) 押印(動、植)※		印		住所(動、植)				記号・番号(税、植)、商標(動)		<p>(新設)</p>
積積品名(税、植)、および積積品(架空品)名(動)																																									
出港予定年月日(税)、および積積予定年月日(動)、積積予定月日(植)																																									
積積港(税)、積積港名(植)																																									
仕向地(税、動)、輸入国名(植)	(印) (印)																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">積出者 印</td> <td style="padding: 2px;">氏名(税、動、植) 押印(税)</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">住所(税、動、植)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	積出者 印	氏名(税、動、植) 押印(税)		印		住所(税、動、植)																																			
積出者 印	氏名(税、動、植) 押印(税)		印																																						
	住所(税、動、植)																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">仕向人 印</td> <td style="padding: 2px;">氏名(税、動、植)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">住所(税、動、植)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	仕向人 印	氏名(税、動、植)				住所(税、動、植)																																			
仕向人 印	氏名(税、動、植)																																								
	住所(税、動、植)																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">積出者 印</td> <td style="padding: 2px;">氏名(動、植) 押印(動、植)※</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">住所(動、植)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	積出者 印	氏名(動、植) 押印(動、植)※		印		住所(動、植)																																			
積出者 印	氏名(動、植) 押印(動、植)※		印																																						
	住所(動、植)																																								
記号・番号(税、植)、商標(動)																																									
<p>備考 1 (税、植)はCを印する場合は、押印を省略することはある。(C)印</p> <p>2 (動)印を省略すること。</p>																																									

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式C第 5015 号-2
【新設】

申告年月日	
代理人 (氏名) (住所)	印
商標等	

申告番号	
税関識別番号	
輸(送)番号	
貿易識別番号	
社内識別番号	
輸出番号	
※(譲渡番号)	

本誌紙	
心中紙	

品名	税目品目番号	単位	数量	申告価格(C.O.B.)	※ (課税額)
				千円	
				千円	
				千円	

商標	【外国商標及び外国産品】及び 【輸出貿易管理令】関係	申告番号	輸(送)年月日
外国産品及び外国産品 並第4位第1項 に基つて輸出管理令第1条 第1項第1号の	(輸出) (再輸出) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法行管理(輸出貿易管理令関係を除く)、 仕入者 <input type="checkbox"/>	
輸出貿易管理令 第2条第1項第 別表第2号の	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	輸送引当証明 <input type="checkbox"/>	
輸送引当証明令第4条 第1項第2号の 別表第1号の	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	その他関税法第70条関係 許可・承認等 (法令等) <input type="checkbox"/>	
輸送引当証明令 第1条第1項 別表第1号の	(許可) (許可不) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	関税定率法、関税定率補完法 第 1 条第 1 項 第 1 号関係 <input type="checkbox"/>	
輸送引当証明又は輸出許可関係の標準	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	内閣府関係 輸送引当(輸出)関係 <input type="checkbox"/>	
併税課税 区分	※承認 <input type="checkbox"/> 簡便 承認 認許		※輸送年月日
項 目	起 月 日から 迄 月 日まで		
税関員記入欄	実 理 実 査		課税士記入欄
1検査員検査 2税関検査			

【注】承認の欄は記入しないで下さい。
* 簡便承認については申告の申告に基づき課税の扱いを決定し、その処理が完了した時点で申告書の戻付に2月以内は輸出禁止期間を設けておきます。
(商標等)

(新設)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																							
<p style="text-align: center;">税関様式C第 5025 号-1</p> <p style="text-align: center;">【税関、動物検疫所、植物防疫所、検疫所 共通】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"> 預託船(船)名(税、植、食) 船名(動物) 航空機(航空機)名(食) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>入港(船)年月日(税、植、食)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出航(船)年月日(食)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出航地(船)、輸出港名(植、植防疫)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船(船)船名(税、預託船)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原産地(税)、生産地(動物、生産国(食))</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;"> 輸入者(荷受) </td> <td> 氏名(税、動物、食) 印 押印(税、食) </td> </tr> <tr> <td>住所(税、動物、食)</td> </tr> <tr> <td>電話番号(税、食)</td> </tr> <tr> <td>輸入者符号(コト) (税、食)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;"> 仕出人 荷送者 </td> <td> 氏名(税、動物) 住所(税、動物) </td> </tr> <tr> <td> 氏名(動物、植、食) 印 押印(動物、植)※ 住所(動物) </td> </tr> <tr> <td> 取扱場所(税)、保管倉庫又は保管場所(動物、食) </td> </tr> <tr> <td> 記号・番号(税、食)、商標(動物) </td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※(税、植)氏名を記載する場合には、押印を捺印することとする。</p>	預託船(船)名(税、植、食) 船名(動物) 航空機(航空機)名(食)		入港(船)年月日(税、植、食)		出航(船)年月日(食)		出航地(船)、輸出港名(植、植防疫)		船(船)船名(税、預託船)		原産地(税)、生産地(動物、生産国(食))		輸入者(荷受)	氏名(税、動物、食) 印 押印(税、食)	住所(税、動物、食)	電話番号(税、食)	輸入者符号(コト) (税、食)	仕出人 荷送者	氏名(税、動物) 住所(税、動物)	氏名(動物、植、食) 印 押印(動物、植)※ 住所(動物)	取扱場所(税)、保管倉庫又は保管場所(動物、食)	記号・番号(税、食)、商標(動物)		<p style="text-align: center;">(新設)</p>
預託船(船)名(税、植、食) 船名(動物) 航空機(航空機)名(食)																								
入港(船)年月日(税、植、食)																								
出航(船)年月日(食)																								
出航地(船)、輸出港名(植、植防疫)																								
船(船)船名(税、預託船)																								
原産地(税)、生産地(動物、生産国(食))																								
輸入者(荷受)	氏名(税、動物、食) 印 押印(税、食)																							
	住所(税、動物、食)																							
	電話番号(税、食)																							
	輸入者符号(コト) (税、食)																							
仕出人 荷送者	氏名(税、動物) 住所(税、動物)																							
	氏名(動物、植、食) 印 押印(動物、植)※ 住所(動物)																							
	取扱場所(税)、保管倉庫又は保管場所(動物、食)																							
記号・番号(税、食)、商標(動物)																								

新

旧

税関様式C第 5025 号-2
【平成 6 年】

申告年月日	K0 RE-MP	IC ISW	IM IMW	IA IAQ	ESP ESP
代理人 (氏名) (社印) (電話番号)	印				
輸出税(税率、印)	税関証券番号				
輸入、移入又は移入先	課税場所(都道府県名)				

申告番号	
期(限)別番号	
期(限)番号	
貨物影響番号	
区画(印)番号	
次(課税回数)	

(新設)

品名 番 号	単位	正味数量	申告価格(OP) △ 課税価格	税 率 △ 課税率	用 税 額 △ 課税額	課税別品目 品目区分	
						第 1 号	第 2 号
物の徴収 課税区分 税関証券番号 申告番号 申告月日 申告場所 申告者 申告理由 申告理由 申告理由							課税別品目 品目区分 品名 数量 単価 金額 税率 課税額
還付申請(許可・承認)輸入承認又は許可申請番号 還付申請理由 還付申請額 還付申請月日 還付申請者 還付申請理由 還付申請月日							課税別品目 品目区分 品名 数量 単価 金額 税率 課税額

輸入管理事務
 別表第 1-2 号 等
 別表第 70 号(国境)等
 法第 26 号
 法第 26 号(特種)

① 以下、5項の欄を記入しなさい。
 ② この申告による課税額又は納付すべき税額は、輸入申告又は戻入申告の請求をすることになります。輸入申告、戻入申告の請求は、税関長の調査により、この申告による課税額を変更することはできません。
 ③ この申告に基づいて課税区分が決定し、その結果に基づいて申告した品目の品目区分が決定して課税額が決定することになります。 (備考4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新																			
税関様式C第6000号																			
通知番号																			
緊急収容通知書																			
平成 年 月 日																			
殿																			
税 関 長 ㊟																			
<p>関税法第79条第2項の規定により、下記貨物は同条第1項所定の期間にかかわらず収容したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">記号及び番号</th> <th style="width: 25%;">品 名</th> <th style="width: 10%;">個 数</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 40%;">緊急収容の事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>現在ある場所</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					記号及び番号	品 名	個 数	数 量	緊急収容の事由						現在ある場所				
記号及び番号	品 名	個 数	数 量	緊急収容の事由															
現在ある場所																			
<p>(注) 1. 関税法第79条第2項「前項各号に掲げる貨物が生活力を有する動植物であるとき、腐敗し、若しくは変質したとき、腐敗若しくは変質の虞があるとき、又は他の外国貨物を害する虞があるときは、同項各号の掲げる期間は、短縮することができます。」</p> <p>2. 収容貨物は、原則として収容の日から4月を経過したとき公売又は売却されますが、上記の貨物については、特に4月を待たないで公売又は売却されることがあります。その場合は改めて通知します。</p>																			
(規格A4)																			

旧																			
税関様式C第6000号																			
通知番号																			
緊急収容通知書																			
平成 年 月 日																			
殿																			
税 関 長 ㊟																			
<p>関税法第79条第2項の規定により、下記貨物は同条第1項所定の期間にかかわらず収容したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">記号及び番号</th> <th style="width: 25%;">品 名</th> <th style="width: 10%;">個 数</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 40%;">緊急収容の事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>現在ある場所</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					記号及び番号	品 名	個 数	数 量	緊急収容の事由						現在ある場所				
記号及び番号	品 名	個 数	数 量	緊急収容の事由															
現在ある場所																			
<p>(注) 1. 関税法第79条第2項「前項各号に掲げる貨物が生活力を有する動植物であるとき、腐敗し、若しくは変質したとき、腐敗若しくは変質の虞があるとき、又は他の外国貨物を害する虞があるときは、同項各号の掲げる期間は、短縮することができます。」</p> <p>2. 収容貨物は、原則として収容の日から4月を経過したとき公売又は売却されますが、上記の貨物については、特に4月を待たないで公売又は売却されることがあります。その場合は改めて通知します。</p> <p>3. <u>この収容通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に、税関長に対して異議申立てをすることができます。</u></p>																			
(規格A4)																			

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																														
<p>税関様式C第6020号</p> <p>留置番号</p> <p style="text-align: center;">携 帯 品 留 置 証</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税関長[㊤]</p> <p>関税法第86条第1項の規定により、貴殿の下記携帯品を留置しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">包装の種類</th> <th style="width: 35%;">品 名</th> <th style="width: 10%;">個 数</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">留置の理由</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意) 1. 上記物件は留置の日から4月を経過したときは、公売又は売却されます。 2. 上記物件の留置の事由が消滅したときは、返還をうけることができますが、その場合には、留置に要した費用を納付しなければなりません。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	包装の種類	品 名	個 数	数 量	備 考						留置の理由					<p>税関様式C第6020号</p> <p>留置番号</p> <p style="text-align: center;">携 帯 品 留 置 証</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税関長[㊤]</p> <p>関税法第86条第1項の規定により、貴殿の下記携帯品を留置しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">包装の種類</th> <th style="width: 35%;">品 名</th> <th style="width: 10%;">個 数</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">留置の理由</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意) 1. 上記物件は留置の日から4月を経過したときは、公売又は売却されます。 2. 上記物件の留置の事由が消滅したときは、返還をうけることができますが、その場合には、留置に要した費用を納付しなければなりません。 3. <u>この留置処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対し異議申立てをすることができます。</u></p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	包装の種類	品 名	個 数	数 量	備 考						留置の理由				
包装の種類	品 名	個 数	数 量	備 考																											
留置の理由																															
包装の種類	品 名	個 数	数 量	備 考																											
留置の理由																															

税関様式C第5040号

充当明細書

平成 年 月 日

住所	
氏名又は 名称	

税関官署の長

①

下記輸入税に記帳の原簿代金については、関税法第85条第1項及び第2項の規定により、下記支払簿に記帳のとおり、充当又は交付の処理をいたしましたので、明細等を通知します。

旧

輸入 税	公債(売却)債権		債権者の住所及び氏名又は名称	交付額
	円	円		
公 債 費	(運送費)	円	債権者の住所及び氏名又は名称	交付額
	(その他の付随費)	円		
	(運送費)	円		
	(その他の付随費)	円		
収 容 費	円		債権者の住所及び氏名又は名称	交付額
	円			
収 容 費	円		債権者の住所及び氏名又は名称	交付額
	円			
内 国 消 費 税	円		支払額計	円
	円			
私	円		残 金	円
	円			

※ 「不戻金等」についてはその処分について不戻金あるときは税関課長に對して、その通知書の送付を要する日(その翌日)から起算して2月以内に黒欄に記入するものと規定されています。

新旧対照表

新

住所	
氏名又は 名称	

税関官署の長

②

充当明細書

平成 年 月 日

税関様式C第5040号

下記輸入税に記帳の原簿代金については、関税法第85条第1項及び第2項の規定により、下記支払簿に記帳のとおり、充当又は交付の処理をいたしましたので、明細等を通知します。

輸入 税	公債(売却)債権		債権者の住所及び氏名又は名称	交付額
	円	円		
公 債 費	(運送費)	円	債権者の住所及び氏名又は名称	交付額
	(その他の付随費)	円		
	(運送費)	円		
	(その他の付随費)	円		
収 容 費	円		債権者の住所及び氏名又は名称	交付額
	円			
収 容 費	円		債権者の住所及び氏名又は名称	交付額
	円			
内 国 消 費 税	円		支払額計	円
	円			
私	円		残 金	円
	円			

税関様式C第1007号

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に〇〇税関長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 異議申立てについての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（内国消費税（地方消費税を含みます。以下同じです。）に係る処分については、国税不服審判所長）に対して審査請求をすることができます。
- 3 次のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ずに、財務大臣（内国消費税に係る処分については、国税不服審判所長（提出先 国税不服審判所首席国税審判官））に対して審査請求をすることができます。
 （注）②の場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内（内国消費税に係る処分については、2月以内）に限り、
 (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 4 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。
 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 内国消費税に係る更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の継続している間に当該更正決定等に係る内国消費税の課税標準又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 (3) 処分、処分の執行又は手続の執行（内国消費税に係る処分については、異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ること）により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (4) その他異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式 C 第 7008 号</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に〇〇税関長に対して異議申立てをすることができます。 2 異議申立てについての決定があった場合において、当該決定を経た後の通知になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。 3 次のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ずに、財務大臣に対して審査請求をすることができます。 <ul style="list-style-type: none"> (注) (2)の場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に限り ます。 (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。 (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 財務大臣）となります。 3 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 4 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに取消訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他異議申立てについての決定又は審査請求について裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式 C 第 7009 号</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に〇〇税関長に対して異議申立てをすることができます。 2 異議申立てについての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。 3 次のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ずに、財務大臣に対して審査請求をすることができます。 <ul style="list-style-type: none"> (注) (2)の場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に限ります。 (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。 (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分については、異議申立てについての決定又は審査請求について裁判を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 財務大臣）となります。 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは異議申立て若しくは審査請求をしたときはこれに対する決定若しくは裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは決定若しくは裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 	

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
税関様式 C 第 7010 号	税関様式 C 第 7010 号
決 定 書	決 定 書
異議申立人 住 所 氏名(名称)及び年令 職 業	異議申立人 住 所 氏名(名称)及び年令 職 業
上記異議申立人から、平成 年 月 日付をもって提起された の規定に基づく に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。	上記異議申立人から平成 年 月 日付をもって提起された の規定に基づく に係る異議申立てについては、 次のとおり決定する。
主 文 不服の要旨 決定の理由	主 文 不服の要旨 決定の理由
平成 年 月 日	平成 年 月 日
税 関 長	税 関 長
<p>「不服申立てについて」 この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>「決定の取消訴訟について」 イ 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。</p> <p>ロ この決定に係る取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 財務大臣）となります。</p> <p>ハ この決定に係る取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。</p>	<p>「不服申立てについて」 この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。</p>
	(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																			
<p style="text-align: right;">税関様式C第 8036号</p> <p>申請番号</p> <p style="text-align: center;">臨時開庁手数料軽減区域届出書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>税関長殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 地方公共団体の名称 所在地 地方公共団体の長の氏名 (署名) ㊟</p> <p>関税法第101条第5項及び関税法施行令第87条の2第1項の規定に基づき、臨時開庁手数料の軽減を受けようとする区域（以下「届出区域」という。）について、下記のとおり届出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">届出区域の名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>届出区域の所在地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">届出区域に所在する港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設（主要なもの）の名称及び所在地</td> </tr> <tr> <td style="width:10%;">名称</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:80%;">所在地</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>臨時開庁承認の回数（実績）</td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td style="text-align: center;">年分 回</td> </tr> <tr> <td>臨時開庁承認の回数（見込み）</td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td style="text-align: center;">年分 回</td> </tr> <tr> <td>上記見込みの合理的な基礎</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">届出区域を管轄区域とする税関官署の名称</td> <td style="text-align: center;">税関</td> <td style="text-align: center;">税関支署/出張所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税関</td> <td style="text-align: center;">税関支署/出張所</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(注1) 申請者欄には、地方公共団体の名称、所在地及び当該地方公共団体の長の氏名を記載の上、地方公共団体又はその長の押印若しくは地方公共団体の長の署名のいずれかを選択。</p> <p>(注2) 貿易の振興に資するため物に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当する旨を記載した書面を添付すること。</p>	届出区域の名称			届出区域の所在地			届出区域に所在する港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設（主要なもの）の名称及び所在地			名称		所在地	名称		所在地	名称		所在地	臨時開庁承認の回数（実績）	平成	年分 回	臨時開庁承認の回数（見込み）	平成	年分 回	上記見込みの合理的な基礎			届出区域を管轄区域とする税関官署の名称	税関	税関支署/出張所	税関	税関支署/出張所	備考			<p>(新設)</p>
届出区域の名称																																				
届出区域の所在地																																				
届出区域に所在する港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設（主要なもの）の名称及び所在地																																				
名称		所在地																																		
名称		所在地																																		
名称		所在地																																		
臨時開庁承認の回数（実績）	平成	年分 回																																		
臨時開庁承認の回数（見込み）	平成	年分 回																																		
上記見込みの合理的な基礎																																				
届出区域を管轄区域とする税関官署の名称	税関	税関支署/出張所																																		
	税関	税関支署/出張所																																		
備考																																				

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式C第 9020号</p> <p style="text-align: center;">特 例 輸 入 者 不 承 認 書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税 関 長 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付特例輸入者承認申請については、承認をしないこととしたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>受理番号</p> <p>受理年月日</p> <p>不承認理由</p>	<p style="text-align: center;">税関様式C第 9020号</p> <p style="text-align: center;">特 例 輸 入 者 不 承 認 書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税 関 長 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付特例輸入者承認申請については、承認をしないこととしたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>受理番号</p> <p>受理年月日</p> <p>不承認理由</p> <p>(注) この処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: right;">税関様式C第 9050 号</p> <p style="text-align: center;">特 例 輸 入 者 承 認 取 消 書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税 関 長 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付承認番号 号により承認した特例輸入者承認については、下記の理由により取り消したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: right;">税関様式C第 9050 号</p> <p style="text-align: center;">特 例 輸 入 者 承 認 取 消 書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税 関 長 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付承認番号 号により承認した特例輸入者承認については、下記の理由により取り消したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">(注) この処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式C第 9080 号</p> <p style="text-align: center;">特例輸入者承認の承認の不承認書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税 関 長 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付特例輸入者承認の承認の申請については、承認をしないこととしたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>受 理 番 号</p> <p>受 理 年 月 日</p> <p>理 由</p>	<p style="text-align: center;">税関様式C第 9080 号</p> <p style="text-align: center;">特例輸入者承認の承認の不承認書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税 関 長 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付特例輸入者承認の承認の申請については、承認をしないこととしたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>受 理 番 号</p> <p>受 理 年 月 日</p> <p>理 由</p> <p>(注) この処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																																								
<p>税関様式C第9120号</p> <p>貨物不指定書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>税関長 ㊦</p> <p>平成 年 月 日付貨物指定申請については、下記のとおり指定をしないこととしたので通知します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">開税率表の所属区分</th> <th style="width:20%;">理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	開税率表の所属区分	理 由																											<p>税関様式C第9120号</p> <p>貨物不指定書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>税関長 ㊦</p> <p>平成 年 月 日付貨物指定申請については、下記のとおり指定をしないこととしたので通知します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">開税率表の所属区分</th> <th style="width:20%;">理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p><small>(注) この処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。</small></p>	開税率表の所属区分	理 由																										
開税率表の所属区分	理 由																																																								
開税率表の所属区分	理 由																																																								

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式C第 9150 号</p> <p style="text-align: center;">貨物指定取消書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税関長 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付指定番号 号により指定した貨物について、下記の とおり指定を取り消したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>関税率表の所属区分</p> <p>貨物の品名</p> <p>指定取消理由</p>	<p style="text-align: center;">税関様式C第 9150 号</p> <p style="text-align: center;">貨物指定取消書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税関長 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付指定番号 号により指定した貨物について、下記の とおり指定を取り消したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>関税率表の所属区分</p> <p>貨物の品名</p> <p>指定取消理由</p> <p style="text-align: center;">(注) この処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から 起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。</p>